

環自野発第1702284号
28消安第5193号
平成29年2月28日

栃木県環境森林部長 殿

環境省自然環境局野生生物課長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
(公 印 省 略)

Aromia bungii (クビアカツヤカミキリ) に関する注意喚起及び情報
提供依頼について

日頃より野生生物行政及び植物防疫行政に御協力を頂き感謝します。

平成24年に愛知県のサクラで我が国で初めて発生が確認された、*Aromia bungii* は、サクラのほかウメ等のバラ科を中心とした多種の樹木を加害することが知られています。このため、発生地においては、調査及び防除が実施されているところです。また、当該虫は、平成27年3月に環境省及び農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に総合対策外来種として記載されているほか、現在、外来生物法に基づく特定外来生物に指定し、意図的な放虫、運搬等を禁止する方向で検討を進めています。

こうした中、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室及び農林水産省消費・安全局植物防疫課においては、当該虫の発生状況調査等による情報収集を実施しています。この結果、平成28年度においては栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府及び徳島県の公園、街路樹、学校、園地等のサクラ、ウメ、モモ等において当該虫の発生が確認されており、確認範囲は徐々に拡大している傾向があります。

当該虫による被害は公園、街路樹等のサクラに多い状況ですが、加害が進むことで、枯死、落枝、倒木等による人的被害の発生が懸念されるとともに、当該虫が果樹園や生物多様性保全上重要な地域（自然公園、自然環境保全地域等）等に侵入することで、農作物や生態系へ被害が拡大することが懸念されます。

このため、環境省及び農林水産省は、当該虫の防除に係る情報共有、指導等の連携を図るとともに、今後、必要に応じて更なる対応を検討していく予定です。貴職におかれては、下記のとおり対応するよう要請します。

記

- 1 野生生物担当部局及び農林水産担当部局は、当該虫に関する情報共有を十分に行うとともに、防除体制を整備すること。
- 2 野生生物担当部局は、市町村に対して、当該虫の発生に関する情報提供を行うとともに、公園、街路樹等で当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況が確認

された場合は、調査を実施するとともに、まん延防止のため、成虫の捕殺等の適切な防除を実施するよう指導すること。

- 3 農林水産担当部局は、生産者への営農指導、発生予察事業の調査等において、当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況を確認した場合は、速やかに最寄りの農林水産省植物防疫所に連絡するとともに、まん延防止のため、成虫の捕殺等の適切な防除を実施すること。
- 4 野生生物担当部局及び農林水産担当部局は、当該虫の新たな地域での発生に関する情報収集に努めるとともに、当該情報が得られた場合は、速やかに最寄りの地方環境事務所又は植物防疫所に連絡すること。また、市町村に対して、同様の情報収集に努めるとともに、当該情報が得られた場合には最寄りの地方環境事務所又は植物防疫所に連絡するよう指導すること。